

二つ橋小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月20日策定
平成30年2月 一部改訂
平成31年2月 一部改訂
令和 3年2月 一部改訂
令和 4年4月 一部改訂
令和 5年2月 一部改訂
令和 6年2月 一部改訂

1 いじめ防止に向けた本校の考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法…平成25年法律第71号 第一章総則 定義 第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等に向けての本校の基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、温かい人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見しながら互いに認め合い、自己実現を目指して成長する。いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものである。

また、いじめは、どの集団にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる可能性がある最も身近で人間として絶対に許されない重大な人権侵害である。いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が組織的に対応し、いじめ防止を図っていく。学校・保護者・地域社会がそれぞれの役割を自覚し活動するとともに、子ども自身もいじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

- ・ 学校を楽しく潤いのある場所にするための、学校の風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立等。
- ・ いじめの早期発見、早期対応のための対策。（見逃さないための体制づくり・教職員の資質向上）
- ・ 適切な対応・措置（児童・保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携）

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

本校においては、「二つ橋小学校いじめ防止対策委員会」を常設し、以下のように活動する。

(1) 構成（毎月1回以上開催）

校長・副校長・児童支援専任・教務主任・主幹教諭・特別支援コーディネーター・学年主任・養護教諭・必要に応じて学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉等の専門家

(2) 運営

- ・ 月一回定期的に開催し、いじめの未然防止、子どもの状況の報告、共通理解を図る場とする。
- ・ いじめの疑いがある段階で、直ちに本委員会を開催する。
- ・ 校長は、組織的に対応方針を決定し、進捗の管理を行う。また、会議録の作成・保管を行う。
- ・ いじめの疑いや重大事態が起こった場合、この組織が中核となって調査・対応にあたる。

(3) 活動内容

○未然防止 いじめが起きにくい、いじめを許さない風土づくりを行う。

- ・ いじめ防止に関する教職員の資質向上に必要な研修や措置を計画的・継続的に実施する。
- ・ 様々な課題に対して複数で対応できる教職員同士の関係づくりを推進する。
- ・ 必要に応じて区役所・児童相談所・警察・病院等外部機関を活用した事業の計画を行う。
- ・ 二つ橋小学校いじめ防止対策基本方針、いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童や保護者に周知する。

○早期発見・事案対処

- ・児童の日常生活をみつめ、児童のささいな変化を見取る。たとえば、登校時の様子・出席をとるときの様子・給食時の食事の様子等。
- ・教科担任制による複数の教師による児童のかかわりによる、児童のささいな変化の気付き。
- ・いじめ早期発見のための生活記名式アンケート（5月）学校アンケート（12月）YPアセスメントシート（6月・11月）いじめ解決一斉キャンペーン無記名アンケート（12月）による潜在的ないじめの発見。
- ・「いじめ防止対策委員会」での定期的な情報の共有。全職員での共有。
- ・定例会では、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。また、解消に向けて取り組んでいるいじめ事案進捗状況について、報告・検討する。
- ・懇談会、三者面談、個人面談等を通じて、いじめ問題に関する情報共有を深化させるとともに、学校への情報提供環境の構築を推進する。

○取組の検証

- ・「いじめ防止対策委員会」を中心として、組織的な対応を徹底する。
- ・正確な実態把握に努めるとともに、被害児童・保護者の支援並びに加害児童・保護者への指導・支援を進める。
- ・いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせるような指導を行う。
- ・状況によって、警察署等の関係機関や専門機関との連携を図る。
- ・年度末、または必要に応じて、いじめ防止対策基本方針に基づく年間の取組を点検・検証し、次年度または即時の本方針の見直しおよび修正を行う。

3 いじめの未然防止～早期発見・事案対処の具体的な方法

(1) いじめの未然防止

- ・すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に参加するために、「二つ橋小学校のきまり・スタンダード」に沿って学校生活を送る支援をする。
- ・分かる授業を進める。学習に児童が主体的に参加できるようにする、視聴覚教材を活用する、個に応じた支援をする等、取り組む。また、授業研究会により教師の授業力向上をめざす。
- ・複数の教師が児童にかかわり児童のよさを認めていく、3年生以上実施の教科担任制実施。
- ・児童会が中心になり、あいさつ運動等を使い互いのよい行動を認めたりする活動を行うことにより、自己有用感をもたせる。
- ・子どもの表現活動を支援する「音楽集会」「コンサート」等を開催し、互いのよさを認め合う機会をつくる。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む研修を実施し、教職員のいじめに対する感性を高める。
- ・学年研究会等を使って情報を共有するとともに、児童支援専任に集約し、いじめを見逃さない教職員の体制づくりを行う。
- ・YPアセスメントを年2回実施し、支援を要する児童を組織的に共有し、積極的な支援や継続的な見守りを行う。
- ・記名アンケート、無記名アンケート、いじめ解決一斉キャンペーンを実施し、必要に応じたきめ細かな教育相談を実施する。
- ・学校説明会や入学説明会、懇談会、主任児童委員との連絡会等を用いて保護者や地域への啓発活動を行うとともに、情報収集の機会とする。

(3) いじめに対する措置～いじめ防止対策委員会による組織的な対応

- ・当該児童及び保護者に「いじめから絶対に守り抜く」という学校の姿勢を伝え、寄り添いながらいじめ解消までの方針・方策・経過を丁寧に説明する。
- ・関係児童及び保護者に、毅然とした指導方針を伝えるとともに、いじめ解消や当該児童への謝罪や関係修復への道筋を示し、支える。
- ・児童相談所、警察署、少年相談保護センター、区役所、医療機関等の専門機関との連携を行う。

(4) いじめの解消

いじめの解消は、児童や保護者からの申告だけでなく、教師による組織的な行動観察や情報収集に基づき総合的に判断する。基本的には次の2つを満たしたとき、「いじめが解消した」とする。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 具体的な教職員研修

- ・いじめ防止対策等に関する教職員の資質の向上に必要な研修の実施。
- ・一人ひとりの児童をより深く見つめるための、児童理解研修の充実。
- ・授業を充実させるための授業研究の校内研修の充実。及び、教育委員会主催の研究会への参加。
- ・12月人権週間での児童の学習プログラム、および教職員研修。

(6) 地域との連携

- ・学校家庭地域連絡会の会合や地区懇談会を通じて、いじめに関する情報共有を行うとともに、今後の具体的な対応を行う。
- ・学校説明会、学年・学級懇談会で、未然防止の取組やいじめに関する情報共有を行う。また、「二つ橋小学校のきまり・スタンダード」の理解を深めていただき、安心・安全な学校生活の運営への協力を依頼する。

(7) 取組の年間計画

- ・通年……道徳・各教科等を通じて「学校いじめ防止基本方針」の推進。保護者との連携。
日常生活における児童の適応状況の把握および支援。
- ・4月……新年度、新学級での集団や個人の状況把握。学級懇談会等での保護者との連携推進。
- ・5月……「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）
- ・6月……Y P アセスメント1回目実施による、個人や学級集団の状況把握。
- ・7月……個人面談による、児童理解及び保護者との連携、相互理解。校内研修。
横浜こども会議（中学校ブロックでの話し合い）
Y-P プログラム SOS プログラムの実施
- ・8月……特別支援研修（児童理解研修）
- ・9月……長期休業明けの適応状況の把握。
- ・10月……運動会参観による、保護者との連携および、相互理解。
- ・11月……Y P アセスメント2回目実施による、個人や学級集団の状況把握。
- ・12月……人権週間の取組。学校評価の検証。学校アンケートの実施。
「いじめ解決一斉キャンペーン」無記名アンケートによる「いじめ実態把握」および対応。個人面談による、児童理解及び保護者との連携。
- ・1月……長期休業明けの適応状況の把握。
- ・2月……「新入生説明会」での保護者との連携、および相互理解。
- ・3月……卒業・進級にむけた適応指導。指導情報の次年度への引き継ぎ。「学校いじめ防止基本方針」の検証

4 重大事態への対処

次のような事態が発生したときは、重大事態が発生したものとみなし、報告・調査する。

- (1) 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき」
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) 法第28条第1項第2号「相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められたとき」
 - ・年間30日を目安とするが、状況や状態等個々のケースを十分検討する。
- (3) 児童や保護者から、いじめられて上記のような重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

本校いじめ防止対策委員会は、年度末、または必要に応じて、年1回以上、本いじめ防止対策基本方針に基づく年間の取組を点検・検証し、次年度または即時の本方針の見直しおよび修正をする。